

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第12号 指定金融機関の指定について、議第13号 下田市犯罪被害者等支援条例の制定について、議第14号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第20号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第23号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第24号 下田市漁港管理条例及び下田市漁港整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 下田市漁港管理条例及び下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第26号 下田市水道使用条例及び下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第27号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第28号 令和6年度下田市一般会計予算、議第29号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第30号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第31号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第32号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第33号 令和6年度下田市介護保険特別会計予算、議第34号 令和6年度下田市後期

高齢者医療特別会計予算、議第35号 令和6年度下田市水道事業会計予算、議第36号 令和6年度下田市公共下水道事業会計予算、議第37号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計予算、以上26件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、鈴木 孝委員長の報告を求めます。

11番 鈴木 孝議員。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝議員登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） 産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

1) 議第14号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第21号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第23号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第24号 下田市漁港管理条例及び下田市漁港整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第25号 下田市漁港管理条例及び下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第26号 下田市水道使用条例及び下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

8) 議第28号 令和6年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

9) 議第30号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

10) 議第32号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

11) 議第33号 令和6年度下田市介護保険特別会計予算。

12) 議第34号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

13) 議第35号 令和6年度下田市水道事業会計予算。

14) 議第36号 令和6年度下田市公共下水道事業会計予算。

15) 議第37号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計予算。

2. 審査の経過。

3月8日、11日、12日の3日間、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より平井建設課長、糸賀産業振興課長、斎藤市民保健課長、土屋税務課長、佐々木観光交流課長、白井上下水道課長、鈴木環境対策課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第14号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

2) 議第21号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない条例改正であると認めた。

3) 議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない条例改正であると認めた。

なお、市民保健課長より議第22号の本会議答弁において、数値の間違いがあったことについての報告がありました。

4) 議第23号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

5) 議第24号 下田市漁港管理条例及び下田市漁港整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

6) 議第25号 下田市漁港管理条例及び下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

7) 議第26号 下田市水道使用条例及び下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

8) 議第28号 令和6年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない予算であると認めた。

9) 議第30号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

10) 議第32号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない予算であると認めた。

11) 議第33号 令和6年度下田市介護保険特別会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

12) 議第34号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

13) 議第35号 令和6年度下田市水道事業会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

14) 議第36号 令和6年度下田市公共下水道事業会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

15) 議第37号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 産業厚生委員長は自席へお戻りください。

次に、議第21号及び議第22号については、沢登英信議員から会議規則第105条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

議第21号及び議第22号に対する少数意見の報告について、一括して報告を求めます。

12番、沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） お手元の少数意見の報告書を出していただきたいと思います。少数意見の報告をいたします。

令和6年3月12日。

下田市議会議長、中村敦様。産業厚生委員提出者、沢登英信。賛成者、長友くに。

少数意見報告書。

令和6年3月12日の産業厚生委員会において留保した少数意見を、次のとおり、会議規則第105条第2項の規定により報告をいたします。

1. 議案番号。

議第21号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

2. 意見の要旨。

議第21号は、戸籍の謄本、住民票の写し、印鑑証明書の交付、租税公課に関する証明等に関する手数料を定めるものでございます。例えば、市役所で戸籍謄本の交付を受けますと、1通につき450円の手数料がかかります。ところが、コンビニで交付を受けますと350円で、100円安く済みます。これは同じ謄本交付であるにもかかわらず、手数料が100円違うということはまさに公平性の原則に反しております。

350円のうち117円はコンビニ等の収入になり、市へは233円が納入されます。窓口では450円の納入ができるのに、この点でも妥当ではございません。コンビニ交付と窓口交付の平等性を図るなら、窓口交付も300円にするべきではないでしょうか。

また、人権を保障する戸籍事務を民間業者に全て任せてしまっているのでしょうか。戸籍の変更等に係る事務は市役所に行かなければならないわけでございます。コンビニに誘導するような施策はまさに疑問であります。

よって、この議案に反対をする意見を表明するものであります。

続きまして、議第22号。

令和6年3月12日。

下田市議会議長、中村敦様。産業厚生委員提出者、沢登英信。賛成者、長友くに。

少数意見報告書。

令和6年3月12日の産業厚生委員会において留保した少数意見を、次のとおり、会議規則第105条第2項の規定により報告をいたします。

1. 議案番号。

議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

2. 意見の要旨。

議第22号は、下田市の現行国民健康保険税率は静岡県が示す標準保険税率との間に30%の開きがあるとし、本年度10%、さらに2年後に10%、またさらに2年後に10%を引き上げ、標準税率になるまで値上げしようというものでございます。

静岡県が示す下田市の標準税率は、あくまで参考にするものであって、同じにしなければならないものではございません。医療施設の現状や市民の健康度等が反映してくるからでございます。

これは今日、1人当たりの平均現行税額7万9,860円を8万7,846円にするというもので、1人当たり7,986円の値上げでございます。4人家族に例えますと、年間39万6,300円をお支払いくださいということになり、その値上げ分は3万6,500円にもなります。

物価高の中で、大変な負担が家計に及んでまいります。この状況の中では、値上げするとしても5%以下に抑えるべきであります。予防行政が進んでいけば、保険税を値上げしなくても済むわけであります。

さらに、条例第2条第2項、3項、4項に定めます課税限度額を政令に委任するのは、議会で審議する権限をないがしろにすることになるものであります。例えば、現行の法令改正に照らせば、2項医療給付費は、上限が65万円、3項後期高齢者支援分は22万円、改定後は24万円、2万円の増額の決定がまさに議論の対象から外れてしまうわけであります。介護納付金の17万円も条文から消えてしまい、政令を見なければ上限額が幾らか分からないということにもなってしまうわけであります。

さらに、低所得者に対します課税の7割軽減、5割軽減、2割軽減も政令委任するもので、議員の議論から外れてしまいます。このような改定は、議会の審議権をないがしろにするもの以外、何物でもない。認めることはできないものでございます。

以上、少数意見を申し述べさせていただきました。

○議長（中村 敦） 少数意見者は自席へお戻りください。

産業厚生委員長、登壇願います。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝議員登壇〕

○議長（中村 敦） それでは、産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 「つながる」、「グローバルCITYプロジェクト」、「攻めの防災」、「新しい観光」と市長の施政方針にございますけれども、「新しい観光」においては、エコツーリズムと令和6年新規事業としてございますが、委員会ではどのようなお話しがされたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

失礼しました、予算書の163ページ。失礼しました、議第28号 令和6年度下田市一般会計予算でございます。失礼しました。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝議員登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） 委員会では、「新しい観光」というものが具体的にどのような事業となっているのか。また、新年度予算にどのように反映されているかという質問がありました。

当局からは、下田市の地域資源の活用、観光客の回遊性を高める、また、インバウンド向けの情報発信、多様な関係団体の連携を高めていくための事業を進めていくとの回答がありました。

具体的には、歴史、文化、温泉、ヨガの体験ツアーに関する事業、インバウンド向けの情報発信としては、QRコードが印刷されたPOP等を主要な観光施設に設置する事業、また、エコツーリズム業務委託をしてのモニターツアー、伊豆naviの活用、地域おこし協力隊によるSNSを使った情報発信をして観光を勧めていくという説明がありました。モニターツアーの内容としては、主に企業の方をモニターとして募り、意見を取り入れながらエコツーリズムをこの先、考えていくとの説明がございました。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） ありがとうございます。観光においては、本当に下田にしかないこの恵まれた資源がたくさんあり、歴史、文化もございます。持続可能な産業としていただければと思います。

終わります。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 私からは4点ほど質問をさせていただきたいと思います。天野議員の新しい観光に関連するものと市有財産の貸付けに関するもの、水産振興事業に関するもの、ワーケーション情報発信業務に関するもの、以上4点でございます。

まず、議第28号 令和6年度下田市一般会計予算のうち、予算書の39ページでございます市有財産貸付収入ということで、産業振興課分78万2,000円の計上がございます。内容については、ワーケーション拠点施設と空き家の住居ということは認識しておりますが、この市有財産の貸付けの根拠、普通財産、土地の貸付けであったり行政財産の貸付けであったり、有料広告であったり、今現在、下田市の基本となる条例規定等があるかと思いますが、その点の見直しの必要性や金額の妥当性等について議論があったか、お尋ねさせていただきます。

次に、同じく議第28号の関係、予算書の153ページ、水産振興事業でございます。一次産業ということで、農業、林業、水産業と大きく三つ挙げられると思いますが、他の業種の振興費用のほうは1,400万であったり2,000万という形で予算計上されておりますが、この水産振興事業については170万というところで、水産業の市の考え方というものについて、委員会の中でどのような質疑、議論があったか、お尋ねをさせていただきます。

次に、3つ目の同じく議第28号 一般会計予算から予算書161ページ、ワーケーション情報発信業務委託ということで、本会議の中でも私のほうから質問をさせていただきましたが、ホームページの更新であったり、この予算計上の金額の妥当性、またワーケーション事業に対する市の今後の方針ということについて、さらに詳細についての質疑や意見があったか、確認させていただきたいと思います。

最後は、同じく議第28号 令和6年度一般会計予算、予算書の163ページ、新しい観光ということで、特に観光まちづくり推進事業という中で、天野議員への質問に対する御回答をいただきましたが、一つ市長の施政方針の中では、富裕層であったり高付加価値に関連するようなお言葉があったと私の記憶にはございます。その点について今年度、下田市の中ではそういった富裕層を取り込むような観光の高付加価値化、これは雇用される方の雇用条件等も含めた、そういった質問や議論があったか。

以上4点、お尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝議員登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） まず、私有財産の貸付けですが、その中でワーケーション施

設の支出に対して収入が妥当なものなのか、効果が出ているのかという質問がございました。そして、その中で三菱地所が運営する下田をはじめとするワーケーション施設を紹介するサイトの利用料が20万円ということで、これが妥当なものかという質問がありまして、その中で三菱地所が運営するサイトとしては妥当なものだという回答がありました。今後は、令和7年度までの三菱地所との契約ということで、令和6年度、7年度までいろいろな面で検討して、その利用促進に努めていくという回答がございました。

次に、水産産業事業なんですけれども、この点については議論がございましたが、漁港の条例が改正されるということで、その漁港を使った水産業の発展が考えられるのではないかと考えております。

あと、ワーケーション情報発信についてですけれども、令和5年度までは、「下田d e ワーケーション！」という市のホームページでワーケーションを推進してございましたけれども、ホームページには維持管理費がかかるということで、令和6年度からはそのホームページを廃止し、noteというプラットフォームを使って下田市の公式アカウントをつくり、進めていくということの回答がありました。それにより、noteの使用料というものがかからないということで、以前よりも予算が済むということだと思います。

ほかに、その後、新しい観光ということで富裕層、高付加価値のお客様を集客するということの議論ですが、これは委員会の中では、先ほど天野議員の質問で申し上げたというように、歴史、文化、温泉とかそういうものをインバウンドも含めて発信することによって、そのようなお客様も集客していくということの認識であります。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 今の委員長の説明に補足を若干させていただきたいと思います。155ページの漁業の関連なんですけれども、私、前々回ぐらいにJブルークレジットの話をしていただいて、磯焼けの問題をやはり皆さんで共有していただいてというようなことで一般質問でさせていただいております。

その中で、この漁業費用というのがあまりにも少ない。関心が薄い。ここら辺はもうちょっと見直す必要があるんじゃないかというようなお話をさせていただく中で、特に浅海漁業振興対策事業補助金、それから、漁船団誘致対策事業補助金、いずれも25万円、20万円という、何だか本当にちょびつの予算になっている。

それに対して、今後もうちょっと考えてくださいというようなことを言う中で、前回2月

か1月かに、係長が日本の磯焼けの協議会がありまして、そちらのほうに出席して下さったそうで、そんな中での話も含めて御報告がありました。県費のほうで、害魚と言われるブダイを駆除する予算を今検討していただいているところで、市のほうも今後取り組んでいきたいというような御返答がございました。

それから、161ページのワーケーション情報発信業務委託、このあたりのお話なんですけれども、これまで下田市は情報発信ツールとして、「下田 de ワケーション! WITH SHIMODA note」ということで、noteは今年度の補正予算でついた新しい事業でございまして、noteというのは割と長めの文章が入ると。WITH SHIMODAはフェイスブックですので、割と短めの文章だということ、その短めの文章だけだとやはり発信度がちょっと弱いのかなということ、noteのほうで囲みというよりは拡散というところで割と強いツールでございまして、拡散の中から呼び込んで、そしてWITH SHIMODAも併せたいいわゆる囲い込みの中で皆さんが楽しく遊んでいただけるような仕組みに変えていくというようなことで、noteを一番念頭に置いた上で、WITH SHIMODAに流していくような策で今年には行きたいというような説明がありました。

その中で、「下田 de ワケーション!」はどうされるんですかというところなんですけれども、そちらのほうはちょっと正直申し上げて、これ多分LIFULLさんの業務委託か何かでやられているところだったかと思いますが、更新の状況も芳しくない。そこら辺のことは今後、包括業務協定であるとか業務委託である中で、やはりしっかりと数字をどのぐらい年間の中でやっていくのかとか、そういった契約の中でやっぱりきちんと契約を交わして、それでやっていく必要があるんじゃないかというようなことを提案したところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 2回目の質問ということで、2点教えていただきたいと思います。

まず、ワーケーション発信業務委託の関係で、3月定例会の私の一般質問でもこの関係が出ておまして、そのときは事業者様と随意契約というような課長答弁があったと記憶しておりますが、この新年度予算案の同じ質問をさせていただいたときは入札を考えているというような御答弁があって、少し二つ異なる答弁があったので、委員会の中でその点についてどういった質問があり、回答があったか、教えていただきたいと思います。

あと、新しい観光の関係で富裕層の取組であったり、もう一つ長期滞在であったり、リゾ

ート化というような取組がこれまでも言われているかと思いますが、長期滞在に資する取組について、この委員会の中で事業計画の説明であったり、委員からの質問があったかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝議員登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝） ワークেশョンの発信ということですが、契約内容についての質問はありませんでしたが、入札をかけて、その後、ページの更新あるいは運営に関しては入札をかけて業者を選定していくという説明はありました。

また、新しい観光の中で長期滞在ということに関しては、質問がなかったと思います。ありませんでした。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生委員長は自席へお戻りください。

沢登英信議員、登壇願います。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○議長（中村 敦） 次に、議第21号に対する少数意見者の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、議第21号についての少数意見者に対する質疑を終わります。

次に、議第22号に対する少数意見者の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に対する少数意見報告に対し、質問をさせていただきます。

今回の一部改正を反対するという報告書となっておりますが、これが議決されなかった場合、この値上げ分の費用をどこかで補填しなければいけないと思われませんが、少数意見の提出者のほうではこの部分の財源をどのように考えておられるか、教えていただきたいと思

ます。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 今年度のこの基金の繰入金は4,500万円です。当初は9,000万なり、あるいは1億2,000万円繰り入れなきゃならないというような想定をされていたかと思いますが、コロナも一定の落ち着きを見せ、この状況の中ではどのように費用が行くのか。勝手のような医療費の増というのは、現状の中では見込まなくてもよろしいのではないかということが1点であります。全く基金がなくなっているわけではございません。少なくとも今年度の基金は残っているわけですので、それで対応することができると。そして、基金も元はと言えば、その当時の国保の加入者が払ったお金であります。どこかから出てきたお金ではございません。

基本的に、そのときの医療費はそのときの人たちが支払うと、こういう原則から言っても、まだまだ今年度のこの10%の値上げを見込まなくても、少なくとも給料が値上げする5%以下の値上げにしても、十分経営的に可能であると、こういう見解を持っているわけでございます。

そして、なおかつこの一つの目安として、金科玉条としております県が示す課税標準率、これがそのようにみなしていいものかどうかのチェックをきっちりとしていくべきであろうかと思えます。まだまだそういう意味では、県下全て統一するというような状況ではございませんで、それぞれの自治体の事情によって、この国保の医療費も変わってくるという現状であります。

実態的に言えば、県のほうにしましても、いつ統一した形になるかというのは現時点では言えないと、こう言っているわけですから、各自治体の持っている特徴、それを生かした運営を当面はしていくべきであると考えます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 基金の関係ということで、現状はまだ潤沢ではないが財源があるということではございました。一方で、これまで当局からは県全体の統一のスケジュールであったり、今後の基金の残額の状況を踏まえた中で、今回の条例改正の提案が出ているものかと思えます。

沢登議員のほうもこの国保制度自体は国保税における保険税の徴収で賄うという基本的な考えは今述べられておるところでございますが、長期的にこの基金が枯渇するという当局の説明もある中で、県との統一が進む前に基金が枯渇した場合、どのような財源確保をするべ

きとお考えか、教えていただきたいと思います。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信）　そもそも現状の中では、私の試算するところ、この30%も値上げをしなくても運営するという方向をまず当局は考えるべきであると。全て値上げありきで対応するというのではなくて、医療費をどう抑えて、どのような市民の健康を保障していくかと、こういうことと一体となった事業であるべきであると思います。

そして、今年度は国保の中から一般会計のほうの健康づくりのほうに予算が移されるという形になっておりますが、いかにして検診率を上げていくのかと、こういう課題が目の前にあるにもかかわらず、それらのものはどちらかといいますと追及されずに、安易な形での値上げで対応していこうという、こういうことに陥りやすいのではないかと思うわけです。

最終的には、それは料金で市民に負担をしていただかなければならないということを出てこようかと思いますが、今現状の中で、このような10%の値上げが県の標準税率に引き上げていこうというような状態には私はないのではないかと思います。

当面のこの医療費が枯渇したような場合には、県の制度として借入金ができるというような制度があるので、この広域化をするというような形になっているわけですので、財政上のお金がないからサービスが受けられないというような、この国保会計がパンクしてしまうというようなことにならないような仕組みが施されているわけです。それはお金がなくなったというのは名誉なことではないかもしれませんが、制度としてはそういうものがありますので、それらを使って後ほど必要な値上げはして補填をしていくと、こういうことが必要になってこようかと思うわけであります。

そして、特に国保につきましては、御案内のように高齢化が進みますと対象者が少なくなってまいりまして、本当にそういう意味では所得の少ない方々が加入しているということになりますので、この特段なそういう配慮も必要ではないかと思うわけであります。ある場合には、ですから、一般会計からの繰入れということも考えざるを得ないのではないかと思います。

市民の健康を守る。特にそういう下田市の中での国保加入者のこの所得の上で大変弱い立場にいる方々の医療をどう守っていくのかと、この観点から私は必要ではないのかと。ただ単に数字合わせて値上げしていけばいいんだと、こういうことは厳に排していかなければならない。議員としての責務ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、議第22号についての少数意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席へお戻りください。

次に、総務文教委員会、土屋 仁委員長の報告を求めます。

4番 土屋 仁議員。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議第12号 指定金融機関の指定について。

2) 議第13号 下田市犯罪被害者等支援条例の制定について。

3) 議第15号 下田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第17号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第18号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第19号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

8) 議第20号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

9) 議第27号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

10) 議第28号 令和6年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

11) 議第29号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

12) 議第31号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計予算。

13) 議第32号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

14) 議第33号 令和6年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

15) 議第34号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

16) 議第35号 令和6年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

17) 議第36号 令和6年度下田市公共下水道事業会計予算（人件費）。

2. 審査の経過。

3月8日、11日、12日の3日間、第1委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より加藤会計管理者兼出納室長、芹澤福祉事務所長、高橋監査委員事務局長、須田総務課長、佐々木学校教育課長、土屋防災安全課長、鈴木企画課長、平川生涯学習課長、大原財務課長、土屋税務課長、藤井議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第12号 指定金融機関の指定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な指定であると認めた。

2) 議第13号 下田市犯罪被害者等支援条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

3) 議第15号 下田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

4) 議第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

5) 議第17号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

6) 議第18号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

7) 議第19号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

8) 議第20号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

9) 議第27号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

10) 議第28号 令和6年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

なお、議第28号 令和6年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）に関する事業の執行に当たり、本委員会としての次の意見を申し添えます。

令和6年度下田市一般会計予算には、まちづくりの基本的な方向性を定める各種行政計画策定に関する予算が計上されております。本委員会所管におきましては、サーフタウン構想等の新規計画、また、最上位計画である総合計画の中間見直し及び次期総合戦略策定に関する予算が計上されています。

各種行政計画の策定においては、パブリックコメントを実施するほか、市民の代表者等が委員に選出されており、広く多くの意見を反映されてはおりますが、現状、総合計画における基本構想以外は議会の議決すべき事件ではありません。

つきましては、まちづくりの基本的な方向性を定める行政計画策定の流れにおいて、議会へ計画内容を説明するなど御検討いただくよう、本委員会として意見を付します。

次に、11) 議第29号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

12) 議第31号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

13) 議第32号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

14) 議第33号 令和6年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

15) 議第34号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

16) 議第35号 令和6年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

17) 議第36号 令和6年度下田市公共下水道事業会計予算（人件費）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 委員長にお尋ねします。ここで休憩してもよろしいでしょうか。

○総務文教委員長（土屋 仁） お願いします。

○議長（中村 敦） 11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前の総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） まず、69ページのみなとまちゾーン活性化協議会委員という、これは委員の報酬にすぎないんですが、このみなとまちゾーンというのはよく聞くんですけども、

実態がよく見えないというところがあって、と同時に、我々の所管であります建設課のほうで今回、旧下田町地区内道路修景舗装工事というのを視察に行ってまいりまして、まちなかのいわゆるまちづくりみたいなところで、この関連性があったのかどうなのかということ、そういう議論があったのかどうなのかということをお聞かせください。

次に、77ページの新庁舎関連になりますけれども、こちらのほうで駐車場ですね、下田市はゼロカーボン宣言をしているということもあって、今後EV車を導入していこうという、そういうふうなところがございますけれども、EVステーションがこちらのほうをつくられるようになったのか。あるいは、電気自動車の導入がどのように計画されているのか議論があったのか、お聞かせください。

81ページのほうのこれ私、6月議会か何かで一般質問させていただいたところの話ですが、市税の徴収業務の中で、今回4月に固定資産税の請求を送る中に、空き家バンクの商業と申しますか告知みたいなことが同封されるのかどうなのか。そういった御議論があったのかどうか、この3点をお聞かせください。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 最初に、みなとまちゾーン活性化協議会の関係でございます。こちらにつきましては、特設委員会の中での審議はございませんでしたが、審議の中で各審議会委員のどういう方が委員になられているかというような形で名簿の提出をいただいたところでございます。こちらの名簿につきましても、実は令和4年の3月現在の名簿でございます。今実際に委員会としての活動会議はされていないようでございます。

次に、新庁舎のEV関係でございますが、こちらは新庁舎の新築棟の1階部分については、浸水の関係で執務室は置かないというようなところでございまして、1階部分に駐車場を予定しているというようなことでございます。こちらについて、EVステーション、スペースに二、三台、充電設備を整備するよう検討されているというようなことでございました。

最後の税務課関係の空き家バンクのチラシというやつですね。こちらについては、固定資産税、それから都市計画税の納付書で市税を納めていただく方向けに、口座振替の御案内とそれから本年4月1日からの相続登記の義務化、それプラス、建物の所有者及び管理者の皆様に対して空き家バンクを御利用くださいというチラシを同封するというようなことで、私どもも資料として頂きましたので、また事務局のほうに行けばそちらのものがあるかと思っておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 庁舎の今お答えいただいた中で、庁舎のEVステーションのほうなんです、これは公用車に限るのか。それとも、外からの方も充電ができるのか。そして、今大体2種類ぐらいに分かれていると言われているんですが、日本製のEV車、それから外国製のEV車、これはプラグが違うのでどちらか一つしかできないと、どちらかの車はいわゆる差込口が合わないということでできないということで、なかなかそこら辺もEV車の普及が進みにくい日本の現状があるんですが、そこら辺、下田市のほうで考えておられるのかというような御議論があったのかどうか、お聞かせください。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） すみません、その公用車あるいは市民の方が御利用できるのかとか、それとそのコンセントの形状をどうするのかと、そういった質疑、説明についてはございませんでした。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） まず、議第20号のこの下田市会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例と育児休暇を取る条例を制定するについて、お尋ねをしたいと思います。

この予算書の中には、それぞれの課ごとにこの会計年度職員の採用は記載されておりますが、一般職のようにそれらをまとめた資料というのは提出されていないということであろうかと思えます。

したがって、今年度の会計年度任用職員は何人採用して、どのような体制で市の職員と合わせて市の行政を運営していくのかということが、なかなかこの予算書だけでは見えにくいという状態になっていようかと思うんですが、そこら辺をどのように議論をされ、資料を要求したのか、お尋ねをしたいと思います。

この内容的には、会計年度職員の期末手当の上に勤勉手当を支給するという内容のものかと思えますが、その会計年度職員の給与の現状というのはどういう現状になっているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。もちろん、最低賃金をオーバーしていようかと思うんですが、どのような賃金水準になるのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

さらに、この議第28号の令和6年度下田市一般会計予算でございますが、7ページに子ども計画策定支援業務委託の債務負担行為が出ていようかと思いますが、今年度、来年度でこの計画をつくるということですが、どういう計画で、どういう仕様書を基にこの計画ができると、この子ども・子育てがどう進むのか。そこら辺の議論がされたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、中学校の統合に伴いまして、通園バスの無料化ということがなされていようかと思えます。197ページに1,913万5,000円の予算が措置されておりますが、通園時、認定子ども園に行く、あるいは保育所に行く子供たちには月額3,000円の交通費を払いなさいよと、こういう仕組みに今なっていようかと思うんです。歳入を見ますと、33万2,000円ほど、これが歳入予算を組んでいるようでございますが、やはりこの全体の公平さから言って、小学校、中学校の通園費は無料なのに、もっと年のちっちゃい子供たちの通園費は払いなさいというようなことでいいのかと私は思うわけです。その点について、どのような議論がなされたのか、なされなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、209ページの6800事業ですが、給食費の無料化ということはずっと私自身は掲げて、この会議でも主張をしてまいったわけでございますが、どのような形になっているのかと。現在、大体180日間を小学生4,200円、月額ですね、中学生は5,000円の給食費ということで、予算的には7,500万程度あればこれも無料化できるという、こういうことになろうかと思うわけでございますが、これは209ページでございます、予算上はですね。そこでどのような審議をなされたのか、なされなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

とりあえず、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） まず、議第20号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係でございますが、どちらの課にどれだけの会計年度任用職員がいらっしゃるかというようなお話だと思いますが、すみません、給与費明細書の部分のこちらの220ページには、一般会計全体の会計年度任用職員の数が載っているわけございまして、おのそのそれが何課のどの職種に何人いるというような資料の提出等を求めておりません。求めませんでした。

また、その給与体系ですか、賃金の部分が最低賃金なのか、月給が幾らなのか、そういった部分についても審議がございませんでした。

次に、こども計画の関係ですね。こども計画につきましては、今年度、来年度と債務負担で策定をするというようなことをございます。こちらは本会議でも御説明があったかと思ひますけれども、こども基本法の規定によりまして、市町村の策定が努力義務化されたというようなことをございます。

子ども施策の最上位の計画というような位置づけというような御説明がありまして、今までも、これも説明があったかと思ひますけれども、子供の貧困計画であったり、教育委員会でこれから策定される子ども・子育て支援計画、こういったものを全般的に含めた計画になるというようなことをございます。

将来的には、この子ども・子育て計画もこのこども計画の中に含まれるというようなことで、説明の中では、福祉事務所のこども計画については、終わりの期間を子ども・子育て支援計画と同時期にして、将来的には、次期計画についてはこども計画の中に包含しようというようなことをございます。

あと、やはり年齢層が非常に幅広いと。乳幼児から高校を卒業して自立するまでの若年層も含まれるというようなことをございますので、多くの方々から意見を聞きながら計画を策定していきたいというようなことをございます。その組織づくりをどうするのというようなお話もあったんですが、これについては今年度末ぐらいに国からガイドラインが示されるというお話でしたので、それを確認して、そういった組織を設置するというようなことをございます。

通園バスの関係でございますけれども、実際に認定こども園の通園バスの使用料33万2,000円ということで、非常に少ないというような指摘はございまして、それを無償化しようとかというような審議はございませぬ。通園バスの運行管理業務委託料、こちらのほうをどうにか検討すべきではないかというようなお話はあったということをございます。

それから、学校給食費の関係ですが、209ページをちょっと御覧いただきたいと思ひますけれども、208ページのほうに財源内訳が出ていますと思ひます。ちょっと209ページのこの中段に、賄い材料7,542万円というのが、これが給食費の食材費になります。この特定財源のほうですけれども、750万、国県支出金がございますよね。これのうち、要は500万円がこれは交付金を使っているというようなお話でございましたが、500万円が食材費に充当されると。残りの250万円は、要は価格高騰の光熱水費のほうに充当されるというようなこと。それから、このその他、7,778万2,000円ございますけれども、このうち6,850万ぐらいが、これは歳入のほうで確認いただければいいと思ひますけれども、納めていただく給食費になり

ます。

ですから、この部分ですね、簡単に言いますと、今の時点で約1,000万ほどは保護者の皆様からお集めさせていただき給食費に食材費を上乗せして、要は給食を提供しているというようなこととなります。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 分かりました。給食費については、そうしますと、この月額4,200円と中学の5,000円についてが6,850万ほどに父兄の出す金額はなっていると、こういう御答弁をいただいたということですのでよろしいでしょうか。その確認をお願いいたします。

それから、職員の人件費が、220ページです。220ページで、本年度は前年度に比べて5人ほど少なくなりますよと、210人ですと、こういう計数が出ていまして、それで会計年度任用職員は24人が25人だと。

○議長（中村 敦） 少しマイクを近づけてください。

○12番（沢登英信） 220ページ、そういう数字ですが、実態はこの括弧に書いてある162人というのが、この会計年度任用職員の実際に働いている数ではないかと思うわけです。したがって、この市役所は240人の職員と会計年度職員162人の方々に運営されていると、こういう具合に理解をするんですけども、そういう理解でよろしいかと。

そうしますと、やはりなかなか現状の中で、保母さんの確保が難しいとか、学校の先生の確保が難しいとか、そういう状況が、あるいは保健師さんのそういう資格を持っている人の人材確保が困難だと、こういう状況が出てきていようかと思うわけです。

やはりそれはこの下田市のまちづくりをしていく上では、やはりそれなりの優れた人材、職員を成長させていく、あるいは確保するということが必要になってまいろうかと思えますけども、そういう観点からのこの研修等々を含めました議論やチェックはどうなされていたのか、お尋ねをしたいと思います。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 一番最初に御質問がありました給食費の関係でございますけれども、ちょっと予算書を御覧いただいてよろしいでしょうか。49ページ、雑入、この15節の学校等給食費。49ページ、15節学校等給食費7,554万5,000円でございますよね。その一番上が703万7,000円、これが保育所の分の給食費でございますので、この下を全部合わせますと、ちょっと計算していただければいいと思いますが、6,850万8,000円になるということです。

よろしいですか。

次に、先ほどお話のありました給与費の部分でございますけれども、沢登議員、この会計年度任用職員の多分このイの表のことをおっしゃっているのかな。220ページのイの表のことをおっしゃっているのかと思いますけれども、会計年度任用職員が本年度括弧書きで160人、括弧なしの25人というようなことで、これ一番下の注釈を御覧いただきますと、括弧書きは、要は短時間の会計年度任用職員の方と。この括弧がない実数が、これがフルタイムの会計年度任用職員ということで、御認識いただいてもよろしいですか、これは。

それから、その人材の確保というようなことでございます。学校の先生というお話もございましたが、学校の先生はうちの事務ではございませんので、それは県の事務でございます。要資格者がなかなか少ないよというようなお話、それは委員会の中でも審議がございました。今、採用については、まず大卒の新卒、それから社会人卒、高卒、そこでも足りない場合には冬でもう一回やるというようなことで、3回ぐらい行っているというようなお話がございました。

やはり、担当のほうも資格職を確保したいというようなことがございまして、やはり今年度は県内の大学さんのほうへ訪問して、いろいろとお話をさせていただいたというので、3校と言っていました。やはりその中では、採用試験をちょっと前倒しにしたらどうかというようなお話があったと。

その他、看護関係の団体の主催する、要はガイダンスみたいなのがあったということで、こちらに担当と保健師が一緒に行きまして、ブースを出展したり、それからオンラインで相談を受けるというような機会をつくったと。それからまた、東京農業大学さんと、職員の方がいらっしゃった関係が、ちょっとすみませんそこは定かではないんですけれども、ここで技術屋さん、技師系の方のセミナーが行われるというようなお話があって、それでお誘いいただいたというようなことでございまして、そこでも出展をされたというようなことでございます。

そういった面で、いろんなところへ行って人材を確保したいというようなことで、まだ初めてだったんでちょっと手応えがあったのかというようなところは担当も申し上げておりました。

あと、研修の関係でございますけれども、特にその研修は毎年行っている研修というようなことで、特にそういったスキルアップの研修というようなものについての質問はございませんでしたが、ハラスメントであったり、そういった面に対する研修は行っているというよ

うな御説明をいただいたというところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 今の沢登議員の質問と関連しているものなんですけれども、この正規職員と会計任用職員の比率については何か質問等ありませんでしたでしょうか。

というのは、私、学校教育の関係で正規が29人、会計任用職員が129人ですか、何人かっということで、今の学校はこうなっているんだと。つまり安定した職業ではなくて、非常に不安定。しかも賃金が安いと言われているような、そういう職員の方が多数を占めるという。この市役所の職員数を見ても分かるように、こういうことに対する疑問はなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） まず、会計年度任用職員と正規職員の比率についての資料ですとか説明、質疑はございませんでした。

実際に会計年度任用職員が多いのは、先ほど長友議員もおっしゃられたように、教育委員会ですね。教育委員会についても、学校は先ほども申し上げましたけど県の関係で、うちから会計年度任用職員を出しているのは用務員さんと複式解消のための講師、それから事務職員、それとあと支援員さんというような形になります。

また、教育委員会については、なかなか保育士も全員が正規職員というわけにはいかないということで、保育士さんも大分会計年度任用職員さんが占めているというような内容でございます。

すみません、ちょっと実数とか、そういったものについては特段資料の提出を求めなかったということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第12号 指定金融機関の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第12号 指定金融機関の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第13号 下田市犯罪被害者等支援条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第13号 下田市犯罪被害者等支援条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第14号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第14号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第15号 下田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、議第15号 下田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 敦） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第17号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第17号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第18号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第18号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第19号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第20号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第21号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第21号 下田市手数料条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論をさせていただきます。

コンビニ交付を誘導するかのような、このような施策は私はすべきではないと思います。同じ戸籍や、あるいは住民票が交付される金額は当然これは同額とすべきものであろうかと思うわけであります。このような形で同じ謄本や住民票であるにもかかわらず、片方が450円、あるいは片方が350円、100円の差をつけて誘導するかのような施策をすることは地方自治の精神に反しますし、公平性の精神にも反するものであります。

まさに行政がしてはいけないような誘導をあえてしようというようなこの条例は、金額を同額にして提案をしていただくことが求められていようかと思えます。

そのようなことから、反対をするものであります。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○7番（岡崎大五） 現在、下田市の下田市役所の窓口で行われている住民票等の利用料金は450円です。これをマイナンバーカードによるコンビニの多機能型コピー機で発行した場合、300円あるいは350円にしようというのが本条例改正です。簡単に言えば、これまでガソリンスタンドが町に1軒しかなかったところ、何軒もの新しいセルフのスタンドができて、当然ながら新しくできたセルフのガソリンスタンドは人件費がかからない分、割安になるというものです。

この改正によって、市民はわざわざ市役所まで来なくても自宅に近いコンビニで手続きが済み、しかも割安になり、市役所は人件費の削減による収益アップが見込めます。現在、15%の利用率を40%まで高めることを目標としており、より効率的な住民サービスと運営が期待されるところです。

反対理由は反対したいがための反対に終始し、論理破綻を来しています。市民不在、経済原理無視の暴論以外の何物でもありません。

よって、本条例の改正に賛成するものです。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦） 不規則発言はやめてください。

次に、反対意見の発言を許します。

5番 長友くに議員。

〔5番 長友くに議員登壇〕

○5番（長友くに） 今の議論でも明らかになりましたように、市民にとってメリットは何かという面にだけ光が当てられて議論が進んでいるように思われます。市民にとってデメリットは何か。やはりそういうことも考えて、バランスの取れた判断をしなければいけないのではないかと思います。

このコンビニという私企業にこの市民の重要な情報を任せることによって、一体何が起こるのか。このマイナンバーカードが中国とか韓国とか東南アジアとかに入力が任されて情報が漏れるというような事例はいろいろ報告されております。

このようなメリット、デメリットをきちんと考慮して判断しなければいけないと思います。便利だからいいということで進んでしまったら、市民の不利益を忘れ去った市政と言わざるを得ないと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番 浜岡 孝議員。

〔3番 浜岡 孝議員登壇〕

○3番（浜岡 孝） 賛成の立場で意見を申し上げます。

コンビニエンスストアに対する評価が全く180度違うことに愕然としております。私は前職のときにコンビニへATMを導入する仕事をしておりまして、現在ではコンビニのATMはまさしくパブリックドメイン、公共の施設となっているということを疑いがないところであります。

そのようなところを、官民協働の力を用いまして、このような市民の利便性を高めるために導入することは何らおかしいことはない。これを使わない手はない。使ったほうがいいから全国に広まっている。この事実をどう考えるんでしょうか。皆さん、これはいいと思うから使っているのであります。それ以外の何物ではないと思いますので、この意見に賛成するものであります。

銀行窓口でお金を引き出す、もしくは振り込む等の価格と、機械でATMでやる場合の値段も設定も全部違います。人を動かすかどうかでお金が違います。アナログとデジタルの違い、デジタルを進めることの社会の利便性の追求、これはもう国としての総意でありますし、下田市もそれで進めるべきだと考えております。賛成の立場で申し上げます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議第21号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この条例改正案は、二つの問題を含んでいようかと思えます。一つは、国保料の値上げであります。県が示す標準保険税率に近づけるんだと言って全体的には30%の値上げを図ろうと。今年度においては、そのうちの10%の値上げを図るというものでございます。

しかし、市民の皆さんの収入は、とても10%も引き上げられているという現状ではございません。市の職員の給与の引上げにつきましても5%以下でございます。やはり、引上げ額を引き下げるといふ努力はすべきではないのでしょうか。標準税率を基にして3回の引上げで30%引き上げるんだということは、市民の暮らしをまさに無視している、考慮をしていないと、こう言わざるを得ないと思えます。

もう一つの課題は、この上限額であります。そして、それに連動した軽減額でございます。三つの項目に課税額は分かれているわけですが、医療給付分、後期高齢者分、それから介護給付分と、この三つのそれぞれの上限額を国が政令で決定したら、そのままの数字

を使うということでございます。

さらに、軽減額も7割軽減、5割軽減、2割軽減がございますが、これもまた国が政令で決めたとおりにするんだと。まさに運営協議会の審議にもかけないと、議会の審議にもかけないと、政令が出ればそのままの数字が決定されると。これでは何のための議会かと、こういうことになろうかと思うわけであります。

したがって、現在の下田市の国民健康保険税条例は、このような決め方はしておりません。全て運協に諮り、運営協議会に諮り、議会に諮り、上限額も軽減額も決定をするという仕組みを取っているわけであります。まさに地方自治権を自ら放棄するような、議会の審議権を放棄せよというようなこの条例改正は、議会として認め難い内容を含んでいるものであります。これを認めるということになれば、議員の皆さんのこのチェック機能が、議員としての資格が問われるということにもつながってまいる改悪案であろうかと思うわけであります。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○7番（岡崎大五） 賛成の立場から意見を申し上げます。

国民健康保険は、国県で約50%が負担されています。残りの50%のうち、各世帯から支払われるのが国民健康保険税です。これは家族構成や所得によって大きく異なります。また、市町村の国保事業の財政事情によっても異なり、国内で最大5倍もの保険料の格差が出ているのが現状です。

そこで政府では、各都道府県内の市町村で保険料率を統一する方針を打ち出し、規模の拡大による保険事業財政の安定化を目指し、やがては国保事業を都道府県主体とし、現在その調整が進められているところです。

そんな過渡期にある中、今回、下田市では平均10%の保険料改定とすることを打ち出しました。これまで下田市では比較的市民の負担が軽い保険料で運営されてきました。これは国民保険事業基金を取り崩してきたからです。ところが、いよいよ基金の残高も少なくなっている状況で、今回の改定はやむを得ないものであると認識しています。また、高度医療の保険診療が拡大し、医療費が増大する中、税率の改定は避けられない現状もあります。

市民生活を考えれば、安ければ安いほどいいのがこうした税負担です。しかし、10%未満の改定にすれば、早晚基金が枯渇し、さらなる負担が市民にのしかかることが予想されます。

国保事業の継続は至上命題であり、命はお金に代えられないのです。

安くしろと主張する気持ちは分かります。しかし、そんなことをしてしまっただけでは、最悪、下田市の国保事業が破綻してしまうのです。甘い言葉と暗い道というやつです。そんな無責任な選択は絶対にできない。

下田市国民健康保険運営協議会では、国民健康保険事業基金を残しつつ、市民の負担をできる限り軽減し、やがては静岡県へと国民健康保険事業を移管させる道を探っています。いかに市民負担を少なくしながら国保事業を持続させていくのか。ベストではないかもしれませんが、最大のベターな選択が今回の改定となっております。

ゆえに、今回の条例改正に賛成するものです。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

5番 長友くに議員。

〔5番 長友くに議員登壇〕

○5番（長友くに） 今、この国民健康保険税率を上げるというこの議論の中で、皆さんの頭の中にはこの一つの議案しかないのではないかと思います。でも、一つの家族にしてみれば、このほかにも所得税を取られ、消費税を取られ、もう江戸時代よりもひどい。五公五民どころか六公四民ぐらいの所得になっているという、そういう非常に国民に大きな負担を与えている税という、一般の市民から収奪されるこの税金が、この2022年、2023年と税収が過去最高になっている。こういう中で、この40万円になるという、こういう値上げ。これをただ見過ごして、異議なし、異議なしで進めていっていいのかということ是非常に疑問です。

県が言うから、国が言うから、こういうことで市という独自性がなくなってしまっているのでしょうか。3月1日には地方自治法の改正が閣議決定されました。国の締めつけがより厳しくなるということが、国会の議論を経ることもなく閣議決定されていくという日本の国のありよう、こういうものから疑問を持って、しっかりと市民の生活を守っていく。それがこの議会の役目ではないかと思いますので、私はこの値上げ案に反対いたします。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

8番 楠山俊介議員。

〔8番 楠山俊介議員登壇〕

○8番（楠山俊介） 賛成の立場で意見を申し上げます。

議会説明資料の31ページに、この改定に関する改定の経緯、それから改定の内容ということとまとめていただいております。これをしっかり読み切れれば、なぜ今回この改定が必要なのか。そして、改定すべきだという判断を持つのが当然かというふうに思います。

料金等が上がるということは、それぞれの立場においては避けたいという気持ちもあろうかとは思いますが、この改定をすることで国保のこれからの円滑な運営、そして財源的な破綻を防ぐ、そしてこの国保が持続可能にしていくための手だての一つだということでもありますので、市民の皆様のためにも、議会としてこの条例の改定をすべきだというふうに思います。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

○議長（中村 敦） ここで休憩いたします。1時10分まで休憩します。

午後0時05分休憩

午後1時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ただいま、4番 土屋 仁議員から動議がありました。

ここで、4番 土屋 仁議員に動議の説明を求めます。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） 議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に

ついでに反対意見におきまして、先ほど長友議員からの発言の訂正を求める動議でございます。

内容につきましては、税の関係でございますが、国民に大きな負担を与える税という、この一般の市民から収奪されるというような表現がございました。収奪という言葉につきましては、長友議員も御承知のこととは思いますが、強制的に奪い取ることというようなことでございます。

税金につきましては、憲法におきましても国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うという定めがございます、税金は納めていただくものでございます。その前にも、税金を取られるですとか、取るですとか、そういう表現がございました。国や地方公共団体の財政は国民が納める税で賄われているということで、重要な義務と理解するものでございます。

このような発言が行われたことは、下田市議会としてやはり品位を損なうものでございますので、発言の訂正を求めるものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ただいまの土屋 仁議員の動議に対し、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（中村 敦） ありがとうございます。賛成者の挙手1名以上ありますので、会議規則16条により動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午後1時11分休憩

午後1時35分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、動議に対する議会運営委員会での審議結果について、委員長より報告いたします。委員長、お願いします。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議会運営委員長の沢登英信でございます。

先ほど、議会運営委員会は全員の参加の下、開催をいたしまして、長友議員からの弁明をまず発表していただきました。

長友議員の弁明は、やはり議第22号の国民健康保険税の増額に当たるわけでございますので、課税される市民の立場に立って収奪と、こういう言葉をお使いになったと。取る、取られるというようなこともあったのかもしれませんが、そういう市民目線からの発言をされたんだと。

それと、実態的に収奪という場面もあるんじゃないかと。これは私が付け加えた意見でございますが、国保のこの基金の積立てというのは、ある時期、今の市の税金もそうですけども、今徴収された税金は今年度の市民サービスのために使うのが原則だと。取っておくのが原則ではないわけですから。頂いたものは市民に提供してサービス提供をするという、こういう形の中で実態として収奪というような形ではないにしても、結果としてそれが使われない、収奪をしたというようなことは起こり得るんじゃないかと。こういう発言を付け加えさせていただいたわけですが、多くの以外の委員の皆さんからは、この発言は議会の議場においては不穏当なもので妥当なものではないと、こういう発言がそれぞれの各委員から出されました。

長友議員のほうはそういう立場であるので、撤回する気持ちはございませんと、こういう態度の表明があったところでございます。したがって、それぞれの委員の皆さんのお考えを長友さんにお伝えをしたところ、今後の発言については注意をしたいと、こういう表明がございましたので、今回の議会運営委員会の決定としましては、その意を妥当として、皆さんのこの見解、こういう具合に思ったということにつきましては長友さんに深く心に留めていただいて、発言をしていただくと。

こういうことで、それぞれのこの見解の違いは若干ございましたが、次はその責任をきちんと問うというようなことが必要ではないかというような御発言もなかったわけではございませんが、今回はそういうところでひとつ、発言者の本来の真意を酌んでいただいて御了承いただきたいと、こういう結論を導き出させていただいたところでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 長友くに議員、何かございますか。

5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 皆様にお時間を取らせてしまい、大変申し訳ありませんでした。私が今

までいろいろな活動をしてきた中で、使い慣れていた言葉ですから、つい使ってしまったが、以後は議場でそのような発言をしないように十分注意したいと思います。すみませんでした。

○議長（中村 敦） 以上で、4番 土屋 仁議員の動議に対しては終了いたします。

次に、議第23号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、議第23号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第24号 下田市漁港管理条例及び下田市漁港整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第24号 下田市漁港管理条例及び下田市漁港整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第25号 下田市漁港管理条例及び下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する

条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がないものと認めます。

よって、議第25号 下田市漁港管理条例及び下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第26号 下田市水道使用条例及び下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第26号 下田市水道使用条例及び下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第27号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第27号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第28号 令和6年度下田市一般会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第28号の令和6年度の新年度予算につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

令和6年度の予算は歳入歳出、皆さん御案内のように127億円ということでございます。7.07%の積極的な予算という具合に言えるのではないかと思います。そのうち市税につきましては26億8,398万円で、令和5年度よりも7,694万6,000円も市税が減ってきているわけでありまして、この傾向はますます市税が減額されていくという状況にあるのではないかと思います。

そして、これらの費用は特別交付税におきまして、7,600万のうち7,000万ぐらいが地方交付税の増額によって賄われているということと、繰入金金の3億9,061万1,000円等で補填がされて127億という形になっていようかと思うわけでありまして、さらに、この借入金いわゆる公債費や借金の返済金ですね、これらが3%あるいは4%増えていると。9億円台から10億円台になるかとする状態になっているわけでありまして。

そして、事業は押しなべて庁舎の建設があり、さらに広域ごみ処理の建設問題があり、さらに防災対策等を進めていくんだといいますと、ますます財政的な困難で、このままのやり方をしているのは、現時点では問題がないにしても、破綻の道を進んでいくということにならざるを得ないと思うわけでありまして。

大きな事業は、計画的に年度を追って進めていかざるを得ないという現状があるにもかかわらず、庁舎もやる、あるいは広域もやるんだと、あるいはグランドホテルもやるんだと、こういうことになりますと、やはりこのような財政運営におきましては破綻を来してしまう

と言わざるを得ない点があるかと思うわけであります。

そして次に、今年度予算を大きく特徴づけておりますのは、まちづくりのための計画をつくるというところに大きなポイントがあるかと思えます。6ページを見ますと、総合計画策定業務委託、債務負担で1,590万円であって、今年度は7,000万の予算を組んでいる。こども計画策定支援業務委託、これも債務負担で今年度は661万円組んでいる。あるいは、第3次下田市観光まちづくり推進計画策定業務委託5,800万、さらには子ども・子育て支援事業策定業務委託680万、健康増進計画策定業務委託550万、一般廃棄物処理基本計画策定、ページ数を言えなくて恐縮でございますが、6ページ、7ページ、19ページ、123ページ、135ページの健康増進計画策定業務委託、137ページの一般廃棄物処理計画基本計画見直し業務委託522万4,000円、141ページの地球温暖化対策実行計画策定業務委託168万3,000円、147ページの農業振興地域整備計画基本調査業務委託710万円、175ページの景観計画改定支援業務委託200万円、インターチェンジ周辺まちづくり基本計画策定業務委託、これは静岡市文化協会との連携で進めるということでございますが、177ページの下田公園再整備基本構想策定業務委託500万と、まさにこれらを足しますと大変な額の計画づくりの予算となっているのではないのでしょうか。

しかも、これらの計画のこのインターチェンジ周辺まちづくりを除きましては、全部業者委託をするという体制でこのまちづくり計画を進めようとしているのではないのでしょうか。どんな立派な計画をつくりましても、それが実行されなければ絵に描いた餅ということになってしまうわけであります。

市の課長さん方が、職員が苦勞をして、この下田市をどうしていこうかという、この計画を自らつくらなくて、いい町ができるはずがないと思うわけであります。今の体制のままで、課長さんにこの計画づくりをしろと言っても、それは無理な相談ということになろうかと思うわけであります。

これらの委託に関わる費用を、きっちり人材を確保して計画づくりができる体制を職場の中でつくって、自ら計画をつくっていく。どんな稚拙な計画であっても、自らつくった計画はそれが実行されるということが、皆さん裏づけられていようかと思うわけであります。どんなに読んでみて立派な計画であっても、実行されない計画を幾らつくっても、市民のためにはならないということになってまいろうかと思うわけであります。

このような計画づくりは、今年度を最後にして改めていただく。予算を組み替えていただくということが私は必要ではないかと思うわけであります。まさに町を企業に売り渡し、企

業にまちづくりをつくってもらおうというような、このような事態は早急に解決してまいらなければならないと思うものでございます。

次に、市長自身もうたっておりますように、災害から市民の命、財産をどう守っていくのかと、防災対策でございます。能登半島地震を教訓にしまして、能登半島と同じような山が多く、道路が寸断し、独り暮らしも多い。集落が孤立し、海上輸送が途絶する。まさに本市と似ているような能登半島で大変教訓になると、市長自身は発言をいただいているところでございます。

発生直後の救命救急活動の円滑な展開に向けた対策、早い復興を可能にする事前復興計画等を進めてまいるんだと、防災対策の強化を進め、安心・安全な地域づくりをしてみたいと、市長の施政方針につきましては、心から賛意を表するものでございます。しかし、ここに表現されているような実態に予算措置がされているのかという、この吟味を皆さんしていかなければならないと思うわけでございます。

復興計画をつくる前に、どのようにして東海地震や東南海地震が起きましたら市民の命や財産を守るかと、これがその第一ではないでしょうか。旧市内には避難をするビルは1か所もございません。そして、旧町の人たちが逃げるための大きな道路といいますと、県道の南伊豆線と、私は申し述べているところでございます。これらの道路の整備や拡幅を県にお願いをすると、こういう姿勢も明確に残念ながら示していないんじゃないでしょうか。

さらに、稲生沢川河口に係留されて捨てられていると言ったらいいかと思うんですが、7隻の鉄船というんですか、漁船がある。そのうちの2隻はもう海というんでしょうか、港湾に沈没していると、こういう現状があるわけでありまして。大きな津波や地震が来ましたら、この係留されている漁船等々が下田市内に大変な破壊をもたらすということは言うまでもないことではないでしょうか。

県の港湾管理でございますので、県にこれらの解決を求めていく。こういうことが計画づくりを云々する前に解決を求めていく、行動を起こさなければならない課題ではないかと思うわけでありまして。

下田グランドホテルを解体し、防災公園として利用しようという計画は、今日、先ほど申しましたように、今、早急に進めていくということになれば、財政的な混乱をもたらすほかないと思いますし、防災公園として果たして利用できるのか、そういう疑問さえ投げかけざるを得ないと思うわけでございます。

市長が、安全・安心のまちづくりをしたい、防災対策を進めるんだと、こういう点は評価

をいたしますが、今述べたような点について早急に対応を求めてまいりたいと思うものでございます。

さて、暮らしを守る施策では、どういう言葉を当局は使っているか。政策空き家、政策何々と言い方をしておりますが、その実態は条例にあることを実施しようとせず、放置をしているというのがその実態ではないでしょうか。

あずさ山の家、政策放置でございます。条例があるにもかかわらず、運営はされていない。毎年どうするのかと言いましても、条例を改正しようという気も、あるいは条例どおりにこれを運用しようという姿勢も見えていない。空き家として放置をしている。こんなことで皆さん、よろしいのでしょうか。

田牛青少年海の家、これも運営費が計上されているところでございますが、田牛の活性化と併せて、どのように利用していったらいいのか。真剣に方向づけをしなければならない課題の一つではないでしょうか。これらも残念ながら私の見るところでは、放置されているのではないかと、政策放置をしていると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

市営住宅について言えば、今100戸、政策空き家が4戸、実際に貸すことのできます部屋は大沢住宅の2部屋だけだと、こういう具合に言っているわけでございます。丸山住宅は34戸ございます。昭和30年から34年に建設されたもので、まさに人が住むような状態ではないと、こうも言えるのではないのでしょうか。上河内は30戸。これは、ですから、昭和の時代に建てられた建物。上河内30戸、昭和47年建築でございます。大沢住宅が36戸、昭和47年。令和6年、令和8年、令和8年以降、まさに市営住宅は1戸も建設がされてまいっておりません。

先日の低所得者への5万円あるいは7万円の交付を考えますと、1万世帯のうち少なくとも3割以上の世帯が住民税非課税の世帯であると。独り暮らしのお年寄りや御夫人については、民間の借家も貸してもらえないと。年寄りでお亡くなりになったときにどうするんだと、こういうようなことがございますので貸してもらえないというのが実態ではないのでしょうか。市内のアパートや空いている部屋を、あるいは県職の住宅を市営住宅として借り上げ、困っている人たちに市が責任を持って市営住宅として提供をする。こういうような政策の展開こそが今求められているのではないのでしょうか。

さらに、ワーケーション施設のこの大浦の病院、樋村さんの運営につきましては、1億6,000万円余の昨年費用をかけて改修をし、三菱地所に月額4万2,000円で貸し付けているわけであります。東京から多くのワーケーションのお客さんが来てくださると、こういう期待

の下に進められてまいっているかと思いますが、いつ行っても縄が張られ、使用されていない。こういう現状が、私が大浦を通るごとに見る現状でございます。ロープが解かれ、それが使用されているということは、私の経験では見たことがないと、こういう状態となっているのではないかと思うわけであります。

さて、町の振興という点におきましても、先ほど漁業振興とは言えない予算ではないかと、こういう発言もあったかと思うわけであります。従来の補助金のみの予算が組まれているわけであります。漁業振興あるいは農業振興につきましても、新しい下田市をつくってこういう予算措置がされているとはとても思えません。従来の補助金行政をそのまま僅かばかりの補助金を出して、これでよしとしている現状ではないかと思うわけであります。

このような漁業振興、農業振興につきましても、きっちりとそれこそ計画を立てていただいて、どういうまちづくりをしていったらいいか、予算を組み直していただきたいと思うものでございます。

次に、何といたしまして、広域ごみ処理計画、一部事務組合南伊豆地域清掃施設組合が昨年の令和5年の4月1日に発足をしてまいっているわけであります。人件費2人分、1,457万3,000円。負担金を2,585万9,000円支出する予算となっているわけであります。1市3町の焼却施設を敷根に建設することは、解決すべき問題がまさに多過ぎ、私は見直すべきと考えるものでございます。

最大のごみ車が1,000台もこの敷根に押し寄せてくる。あるいは、ダイオキシンなどの危険物が、市長は生活環境影響調査をして、調査をしたので心配ないと言いますが、ダイオキシンが発生しないわけではございません。発生をするけども、ろ布等でこしてケーキにするから問題ないんだと、こういう形になってまいろうかと思えます。56トンの炉をつくった暁には、燃やすごみがないと、こういうことにならざるを得ない計画ではないでしょうか。

100億円であったこの計画が、この2年間の間に130億、30億も余分に見込まなければならぬような事態に立ち至っているかと思うわけであります。さらに、令和9年に焼却炉が出来上がるというものを2年延長し、11年にせざるを得なくなる。この11年も13年になる可能性も皆さんあるのではないのでしょうか。このようなずさんな計画は、それこそ見直すべき。今、見直さなければ、それができなくなってしまうのではないかと思うわけであります。

ごみの減量化、資源化、燃やさない処理方式を目指すべきであります。そのために、可燃ごみの約半数を占めております事業系ごみ4,000トンに対応する仕組み、計画が必要となると思うわけであります。そのまず実態調査から進めるべきではないのでしょうか。当局は4R、

掛け声がむなしく聞こえてしまうわけであります。事業系ごみへのアプローチなくして、ごみの減量化などあり得ないと私は思うものでございます。

さらに、暮らしを守る、子供のための三つの無料化、通園バスの無料化は先ほど言いましたように、保育園、認定こども園の月額3,000円の無料化、33万2,000円の費用があれば、これもできるわけでございます。ぜひとも、通園・通学バスの中学生は無料でも、ちっちゃい子供は3,000円払えと、このような施策であっていいはずがないと思うわけであります。

さらに、給食費の無料化も先ほど議論しましたように7,560万ですか、7,500万余あれば十分実現ができるわけであります。子供のための貧困対策であり、食育としての教育の一環でありますこの学校給食の無料化は早急に求められるべき課題であろうと思いますが、今年度もこれは予算上見送られ、父兄から7,500余円の食費の材料代を徴収するんだという予算となっているわけでございます。

また、今日の下田市の状況を見ますと、ケアラー支援条例の制定を呼びかけてまいりました。ヤングケアラーだけではなく、年配者のケアラーの問題もあるわけでございます。市民の皆さんが、子供からお年寄りまで、この下田で暮らしやすい町をつくっていく。こういう観点から考えますと、ケアラー支援条例の制定は、待ったができない、すぐに実行が求められている課題ではないでしょうか。

このような課題に残念ながら応えようとしていない予算であろうかと思うわけであります。こういう観点から、この予算書は再度見直し、つくり直していただくと、こういうことが必要ではないかと思うわけでございます。

さらに、市長は新しい観光という形で下田を発展させていくんだと、大変よろしい提案であろうかと思いますが、一定の歴史あるいは食材等を含めましたプログラムを創出することで、他にはない地域に恵まれた資源を活用すると、こういうことでございます。賛意を表すものでございますが、内容を見ますと何ら従来と変わっていないと。

むしろそういう意味では、市長は白浜海水浴場におけます違法業をやっている人たちを排除するんだと、これも私も賛意を表し、市長を応援したいと思っているところでございます。一定の取組をしていただいている点は評価をするわけでございますが、それらが効果的に市の課長さん方がパトロールしてくださっておりますのも、5名の方たちが海岸の警備員を雇い上げて体制を取っているということも評価するわけですが、それらはきっちりとした今の海水浴条例に基づいた形で違法業者を町から排除していくという計画的、目的的なこの取組をきっちりして、違法業者を浜から排除していくと、こういうことが必要ではないかと思う

わけであります。

そういう観点からしますと、SOMAの皆さんがか夏期対に取り組んでくださっているということは評価をいたしますが、その一方で、違法業者と同じように浜地でアルコールを売っていると、こういうようなことは海水浴条例の精神と、お酒を飲んで海に入ってはいけませんと、こういう精神に反しているわけでございますので、ぜひともこれらの点については改めていただく。

さらに、海水浴条例を改正し、いわゆる出店組合のように浜地を商売の道具にしようと、特定の1社のみにも許可していることがおかしいんだと、こういうことを下田の警察署の生活課の課長さんはおっしゃっているようでございますが、これこそまさに今の違法業者を違法でなくして、その人たちに浜地を管理させるんだということに結果的にならざるを得ないわけであります。

地元の人の名前で許可を取ったにしても、やがて裏で地元の人の名前で違法業者が自分の権利を手に入れていくというのが、かつての大浜におけます売店出店の経緯でございます。そういうことであってはいけないということで、7店舗出していた地元の人たちは手を引き、そして残念ながら残った違法業者のみが浜地で営業をするという結果のみが残っているというのが現状でございます。

この違法業者を条例に基づいて排除すると。そして、条例を条例たらしめていくということこそが、今進めるべき私は課題だと思うわけであります。ぜひともそういう立場に立ってくださいますよう要望をして、今回の予算はそのような精神に立っていないということから反対をするものでございます。

○議長（中村 敦） ここで休憩します。2時25分まで休憩します。

午後2時11分休憩

午後2時25分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第28号 令和6年度下田市一般会計予算の討論を続けます。

賛成意見の発言を許します。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 議第28号 令和6年度下田市一般会計予算に対し、賛成の立場で討論申

し上げます。反対の立場の方からこの前に討論がございました。的確に賛成意見を述べさせていただきます。

述べられた全ての事業を実施し、全てのものを無料化した場合、127億の予算編成ができますでしょうか。職員は増やす、事業は増やす、予算は減らす、そういった予算編成が可能でしょうか。下田市の財政は潤沢ではございませんが、現状すぐに財政破綻を起こすような団体ではございません。令和4年度決算における連結実質赤字比率黒字、実質公債費比率6.2、早期健全化基準が25であります。将来負担比率48.9、早期健全化基準が350であります。バランスの取れた予算編成と私は思っております。

次に、計画の策定において、委託が全ていけないわけではなく、策定された計画をいかに実行するかであります。総務文教委員会としては、策定された計画がしっかりと議員に説明される。そのことによって、職員自身が説明をする。計画策定された計画のスケジュール、必要性を認識する。そういう観点を持って委員長報告の中で意見を付しております。

次に、条例について。こちらは直接市民から選ばれた二元代表制である議会議員が発議にて条例を制定することができます。議員としての努力も必要と考えます。

最後に、予算編成においては、自らの考えにおいて修正できる案を備えるべきと私は考えます。そういった中で、今回、当局の編成した予算編成に対し、全て賛成というわけではございませんが、この令和6年度中の一般質問等において、各議員が感じる市民からの要望を伝えていく中で補正予算等で編成すべきという考えから、本議第28号 令和6年度下田市一般会計予算に対し、賛成意見を述べさせていただきます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

5番 長友くに議員。

〔5番 長友くに議員登壇〕

○5番（長友くに） この膨大な予算をおつくりになった各課の皆さんの大変な御努力、これは他とするところであります。ただ、私がこれ理解力が低いせいかもしれませんけれども、例えば、地域おこし協力隊の報償費の欄が、147ページ、159ページ、207ページ、163ページ、209ページと各課ばらばらに計上されてて、ワンチームで事に当たるといふ、そういうまとまりとか気概がちょっと感じられないというところがありました。まちづくりの予算も各課で計上されてて、横のつながりみたいなものが感じられない。

そして、未来志向の予算というものが考えられなければいけないと思いますが、例えば、今朝ニュースでやっておりました国がプラスチックごみの回収に非常に意欲的に取り組んで

いるということが報じられておりましたが、この環境対策の中にはそういう未来へ向けての意欲的な施策というのがちょっと私には薄いと感じられたものですから、大変な労作ではあると思いますけれども、あえて意見を言わせていただきました。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○7番（岡崎大五） 議第28号 令和6年度下田市一般会計予算案の賛成討論をさせていただきます。

令和6年度予算案は127億円という大型規模になっております。最も目を引くのが、新庁舎建設費の9億2,000万円、さらに伊豆縦貫道下田北インターチェンジ（仮称）整備計画が7,500万円を計上し、双方ともこれまでになかった前向きな事業と言えるのではないのでしょうか。

下田はこの30年間、凋落の一途をたどってきました。海水浴離れ、観光での宿泊減で経済規模は往時の半分以下になり、人口も同様に減少しています。今や、この事態を打開しなければならぬ。いつまでも30年前のことを話題にしていたのでは、未来に向かうビジョンが描けるはずありません。

本年度、下田市海水浴場条例に海水浴場に関する条例の改正に向けて、下田警察署、静岡地方検察庁などと話合いが始まりました。まずは、この30年間動かさなかった反社会的勢力の権利主張の温床としても利用されてきたこの条例を変える大きな決断がなされたところがあります。駄目になったこの30年にこだわるのではなく、現実を直視し、新しい未来を描く。そんな心意気に満ちた職員たちの気概がこの予算に現れているのではないのでしょうか。

下田北インターチェンジ（仮称）の視察に同行した担当者は、僕が入庁して初めての新型大型開発計画ですと目を輝かせていました。箕作のこの場所に施設が生まれ、人が集い、ハブとなり、広域の防災拠点ができる。これは下田の新しい夢、希望にほかなりません。新しい風が吹き始めている。

空き家バンク事業は好調で、この5年間で70軒超の民泊が生まれ、この2年間で空き店舗を使って20軒以上の新しいお店が生まれています。昨年成功した芸者文化再建事業は、今年度も続きます。伊豆半島で唯一の50メートルプールを外部の人たちにも促進するスポーツ合宿の予算もあります。これらは下田の価値を再認識し、高めるものにほかなりません。

昨年、災害を被った八木山周辺では道路整備が行われます。国民健康保険税のアップは、国保事業の継続性を念頭に断腸の思いで決定した経緯が、議会、委員会でも何度も説明されてきました。そこには、市民に寄り添う職員の痛切な思いを感じなかった人はいなかったと思います。能登半島地震で不安視された上下水道事業ですが、災害対策も含めて計画どおりに進んでいます。インバウンド重視とデータを使った観光政策の転換は、今後は組織や施設の改編も含めて、大規模なものになるでしょう。磯焼けがひどい漁業対策も始まったばかりです。

令和6年度をスタート軸として、新しい下田に生まれ変わらせる。私には今回の予算で様々な施策を手がけてきた若き職員一人一人の顔が浮かびます。彼らがこの町を変えよう、よくしようと奮闘している。秋には、下田市公式LINEのサービスも始まる予定です。

そんな中、パワハラとも思えるような攻撃を受け、この1年間で髪の毛がさらに白くなってしまった職員もいます。新しい庁舎に移転する今こそ、こんな時代遅れの負の環境も含めて、下田市は生まれ変わる必要がある。ブレーキを踏むのはもうやめましょう。アクセルを力強く踏み込むのです。そして、この予算案には多くの分野で新しい芽生えが見受けられます。これらが総合的に令和6年度予算を賛成する理由でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 天野美香議員。

〔6番 天野美香議員登壇〕

○6番（天野美香） 議第28号 令和6年度下田市一般会計予算におきまして、賛成の立場で意見を申し上げさせていただきます。

令和6年度新規事業を始めまして、新たに動き出した下田市において、新庁舎におきましては、総務文教委員会で企画課課長、係長同行の下、二度にわたり現地視察をしまいいり、年明け早々、能登半島の地震発生によりまして、様々な課題がございますけれども、南海トラフ巨大地震におきましても、いつ起こるか分からない大災害でございます。

新庁舎におきましては、最大の課題と世の中でされておりますお水も井戸水での確保がされ、そういった対応をすべきことを防災機能もしっかりと備えていただいて、新庁舎が今、動き出そうとしております。市民の生活、安全に必要な予算と考えます。

よって、賛成の意見、また、執行されるべきことであると申し上げさせていただきます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、討論を終わります。

採決いたします。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議第28号 令和6年度下田市一般会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第29号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第29号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第30号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第30号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第31号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第31号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第32号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 敦） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議第32号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第33号 令和6年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第33号 令和6年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第34号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第34号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第35号 令和6年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第35号 令和6年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第36号 令和6年度下田市公共下水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第36号 令和6年度下田市公共下水道事業会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第37号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第37号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

◎発議第1号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、発議第1号 議会運営のデジタル化特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） それでは、発議第1号をお手元に出していただきたいと思います。

発議第1号 議会運営のデジタル化特別委員会の設置について。

議会運営のデジタル化に係る調査研究を行うことを目的とする特別委員会の設置を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年3月15日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 長友くに。

同 江田邦明。

同 渡邊照志。

同 鈴木 孝。

提案理由。

議会運営のデジタル化に関する調査研究を行うためでございます。

次に、議会運営のデジタル化特別委員会の設置についてを提案いたします。

地方自治法第109条及び下田市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

記。

1. 名称。

議会運営のデジタル化特別委員会。

2. 委員の定数。

6名。

3. 調査事項。

議会運営のデジタル化に係る調査研究として、タブレット等の導入及び共創プラットフォームの構築に関する事項。

4. 委員の任期。

審査を報告し、審議が終了するまでとする。

5. 設置期間。

当該調査事項の目的が達成するまで設置するものとし、議会閉会中もなお調査研究のため活動できるものとする。

令和6年3月15日。

静岡県下田市議会。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。御苦労さまでした。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第1号 議会運営のデジタル化特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま議会運営のデジタル化特別委員会を設置することが決定しました。

ここで、議会運営のデジタル化特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の

指名によることになっております。議長において指名させていただきます。

議会運営のデジタル化特別委員会委員に、1番 柏谷祐也議員、2番 大西將由議員、3番 浜岡 孝議員、5番 長友くに議員、7番 岡崎大五議員、13番 江田邦明議員、以上6名を指名し、選任いたします。

ここで、ただいま選任されました議会運営のデジタル化特別委員会の正副委員長を互選していただくため、委員会を開催していただきたいと思っております。

委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩とします。

午後2時50分休憩

午後2時59分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩中、議会運営のデジタル化特別委員会を開催し、正副委員長の互選をいたしました結果、委員長に浜岡 孝議員、副委員長に大西將由議員が選任されましたので、御報告いたします。

◎発議第2号、発議第3号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、発議第2号 緊急防災・減災事業債の制度延長及び拡充を求める意見書の提出について、発議第3号 小中学校の給食無償化を求める意見書の提出について、以上2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 発議第2号 緊急防災・減災事業債の制度延長及び拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、緊急防災・減災事業債の制度延長及び拡充を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣に提出するものとする。

令和6年3月15日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 長友くに。

同 江田邦明。

同 渡邊照志。

同 鈴木 孝。

提案理由。

住民の生命と財産を守るため、継続して幅広い防災・減災対策を推進するため、緊急防災・減災事業債の継続を求めるため、緊急防災・減災事業債の制度延長及び拡充を求める意見書の提案をいたします。

地震や津波、そして台風、豪雨等の自然災害は近年、大規模化、多様化、複雑化する傾向にあり、家屋の倒壊、堤防の決壊や河川の氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊、土砂崩れなど、各地で甚大かつ深刻な被害をもたらしている。

緊急防災・減災事業債は、地方債充当率が100%で、そのうち地方交付税への交付税算入率が70%となっており、多くの地方公共団体が、本事業債の積極的な活用により、様々な自然災害リスクから住民の生命と財産を守る対策に取り組んでいる。

しかしながら、本事業債は令和7年度をもって終了することから、各地方公共団体では、今後の防災・減災対策への必要な財源をいかに確保するかという課題に直面している。また、現時点で起債の対象となっていない事業については、防災・減災対策に資する事業を着実に進める上で大きな不安材料となっている。

よって、地方公共団体が住民の生命と財産を守るため、継続して幅広い防災・減災対策を推進することができるよう、国においては、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記。

1. 緊急防災・減災事業債は令和7年度までの時限措置とされているが、令和8年度以降も制度を継続すること。

2. 防災・減災対策に資する起債対象事業の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日。

静岡県下田市議会。

以上でございます。

続きまして、発議第3号の提案をいたします。

発議第3号 小中学校の給食無償化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、小中学校の給食無償化を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官に提出するものとする。

令和6年3月15日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 長友くに。

同 江田邦明。

同 渡邊照志。

同 鈴木 孝。

提案理由。

親の負担を助け、子供たちの健全な食生活を確立し、健やかな発達を保障するため。

次に、小中学校の給食無償化を求める意見書案を提案いたします。

国は、日本国憲法第26条において「義務教育は、これを無償とする」と定め、教育基本法第5条及び学校教育法第6条においても、それぞれ義務教育の無償化を定めているが、学校給食費については学校給食法第11条において保護者の負担と定めている。

しかし、近年、新型コロナウイルス感染症及びロシアによるウクライナ侵攻などにより世界情勢は混迷を極めており、エネルギー価格や食料品をはじめとする生活関連物価の高騰が子育て世帯の家計を直撃していることから、全国の自治体で学校給食の食材費の補助や給食費の無償化を独自で行う動きがある。

自治体が個別に無償化を実施する場合、学校給食運営に係る経費等に加え、食材費までも自治体が負担することにより、将来にわたり財政運営を逼迫するおそれがあるだけでなく、近隣自治体間で学校給食費の保護者負担に格差が生じることも懸念される。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育負担に著しい格差を生じさせることなく、国民の負担が増えないよう配慮した上で、小中学校での学校給食の無償化をすることが求められている。

子供たちの健全な食生活の確立のため、また、健やかな発達を保障するためにも、保護者負担原則を定める学校給食法の見直しを行い、自治体間で格差が生じることのないよう国の責任において財政措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日。

静岡県下田市議会。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 発議第2号及び発議第3号について、提出者の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第2号 緊急防災・減災事業債の制度延長及び拡充を求める意見書の提出について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第3号 小中学校の給食無償化を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

発議第2号及び発議第3号についての質疑は終わりました。

提出者は自席にお戻りください。御苦労さまでした。

次に、発議第2号 緊急防災・減災事業債の制度延長及び拡充を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 緊急防災・減災事業債の制度延長及び拡充を求める意見書の提出に

については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第3号 小中学校の給食無償化を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第3号 小中学校の給食無償化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（中村 敦） 次は、日程により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙の方法については、2月29日、選考委員会を設置し、指名推選することに決定しておりますので、これより選考委員長から選考結果の報告をお願いいたします。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 2月29日の選考委員会で委員長に選出されました沢登英信でございます。

それでは、選考結果の報告をさせていただきます。

2月29日、第1委員会室において選考委員会を開催し、下田市選挙管理委員会委員4名と補助員4名を、次のとおり選考いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、選挙管理委員会委員4名でございます。下田市白浜1291番地の2、島村貴美子さん、

下田市北湯ヶ野235番地の3、土屋郁雄さん、下田市吉佐美1660番地の5、猪ノ原克巳さん、下田市河内180番地の25、向田昌子さんでございます。

続きまして、補充員の4名でございます。第一順位、下田市吉佐美306番地、河井長美さん、第二順位、下田市柿崎10番38号、稲葉やよいさん、第三順位、下田市1丁目23番21号、加藤文隆さん、第四順位、下田市柿崎817番地の1、糸賀公仁さん。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 選考委員長は自席へお戻りください。

ただいま報告のありました選考委員会の選考どおり、下田市選挙管理委員会委員に、下田市白浜1291番地の2、島村貴美子さん、下田市北湯ヶ野235番地の3、土屋郁雄さん、下田市吉佐美1660番地の5、猪ノ原克巳さん、下田市河内180番地の25、向田昌子さん、同じく補充員に、第一順位、下田市吉佐美306番地、河井長美さん、第二順位、下田市柿崎10番38号、稲葉やよいさん、第三順位、下田市1丁目23番21号、加藤文隆さん、第四順位、下田市柿崎817番地の1、糸賀公仁さんを指名し、それぞれ当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、ただいま報告したとおり、下田市選挙管理委員会委員に4名の方々、同補充員に4名の方々がそれぞれ当選されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することに

決定いたしました。

○議長（中村 敦） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（松木正一郎） 令和6年度をもって退職する職員がございます。3名おります。この3名について、まず私のほうから御紹介を申し上げます。

退職者のまず1人目は、斎藤伸彦市民保健課長、勤続17年でございます。続きまして、役職定年者としまして、佐々木雅昭学校教育課長、勤続38年、白井達哉上下水道課長、勤続38年でございます。この3名は長きにわたり下田職員として在職され、その間、議員の皆様方におかれましては身に余る御指導、御鞭撻を賜りまして、厚く本人に成り代わりまして御礼申し上げます。

それではこの後、この場をお借りしまして、本人たちから御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） それでは、このたび、この3月31日をもって退職もしくは役職定年となります市民保健課、斎藤伸彦課長、学校教育課、佐々木雅昭課長、上下水道課、白井達哉課長、以上3名から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

順次、自席で発言をお願いいたします。

市民保健課、課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 退職に当たり、一言挨拶を申し上げます。まずは、貴重なお時間をいただきまして、お礼申し上げます。

私は、平成18年度末の一部事務組合伊豆つくし学園の解散により、下田市役所に異動となりました。最初の2年間は福祉事務所付にて、民営化した伊豆つくし学園への引継事務を行ったため、下田市役所に勤務したのは平成21年からの15年間となりました。

今、退職を迎え、この場でお話しさせていただきたいことは、私が係長であったときに、部下の自殺がありました。それ以来、職員の自殺がないということです。そのとき、自殺した職員は仕事は多忙ではありましたが、職場では大変明るく、プライベートも充実しているものと思っていました。毎日顔を合わせる職場の同僚である、よき仲間である若者の不幸は大変ショックで悲しいという言葉で簡単に表すことは難しいことです。

この議場にも、そのとき一緒に頭を下げた楠山元市長もいらっしゃいますが、実際に「息子を返せ」という言葉には胸をえぐられました。8月18日のあの日のことは決して忘れられ

ません。私はそれ以来、下田の町なかではお酒を飲んだり、楽しそうに振る舞うことは控えております。親族や関係者がそれを見かけることがあったら悲しい気持ちになるのではないかと思ったからです。

しかし、その後は当局及び議会においても、職員の健康やメンタル面を思いはかる意識が醸成され、今なお続いており、その後、現役職員のそういう事件は発生していないと承知しております。どうか、亡くなった職員、自殺した職員の上司というのは私を最後にしていただき、職員が健康で安心して働ける下田市役所を将来も続けていっていただきたいと思えます。私がお願いという言葉を使うのは僭越と思いますので、この場では退職職員の思いとして述べさせていただきます。

議員の皆様、職員の皆様、これからの御健勝を祈念いたしまして、退職の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中村 敦） 続きまして、学校教育課、佐々木雅昭課長、お願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木雅昭） お疲れのところ、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。3月末をもちまして課長職を退任させていただくということで、一言御挨拶申し上げます。

正直なところ、とうとうこの日が来たなという思いがありますけれども、私は平成29年に観光交流課長を拝命して以来、平成30年からは税務課長として3年間、そして令和3年からは再度、観光交流課長として2年、そして今年度は学校教育課長として1年間、課長職としては7年間この議場に出席させていただいてまいりました。おかげさまで、議場のこの当局側の席、最前列2列目、3列目、全て経験させていただきました。

それはともかくとしまして、課長職としては7年間だったんですけれども、実は私の議場デビューというのは意外と早くて、もう30年近く前になるんですけれども、平成9年からの4年間、議会事務局に在籍していたときには既に目立たないながらも、あの席で議場のほうには出席をしていたということになります。

現在、新庁舎建設も進んでおりまして、この議場での議会というのも今回が最後になろうかと思いますが、私自身といたしましては、この思い出深い議場で退任の挨拶ができるということを非常にうれしく思っております。と申しますのも、昨年1月だったと思いますが、直接請求による住民投票条例案が提案されましたけれども、私が議会事務局におりましたときにも、直接請求による住民投票条例案が提案されております。このときは、現在の道の駅

のことなんですけれども、当時の国のリーディング・プロジェクトという制度を活用して建設された施設でございますが、このリープロ施設建設の是非を問う住民投票条例案というものでございました。

そのときは、昨年の住民運動とは違いまして、傍聴席には右翼団体も入り交じりまして、それこそやじと怒号が飛び交う中で、警察にも御協力をいただきながら、本会議や委員会が開かれたということになっております。その当時、傍聴を求める人が傍聴席に入り切らないんじゃないかというようなことで、会議室から折り畳み椅子を運び込みまして臨時の傍聴席を設けたりもしたんですけれども、今になって思えば、あの椅子をよく放り込まれなかったなと、そのように思いますほど混乱した議会でございます、少しオーバーかもしれませんが、まさに戦場と言っても過言ではない状態だったというふうに記憶をしております。

そのようなこともありまして、私もその戦場にいた者の1人として、この思い出深いこの議場で退任の挨拶ができるということを非常に感慨深く感じているところでございます。何か挨拶になっているかどうか分からないんですけど、こちらにいらっしゃいます議員の皆様方におかれましても、この議場は議論を闘わせる戦場であるという御認識の方もいらっしゃるかと思います。

どうか、ぜひとも、この議場という戦場での議論が、下田市の明るい未来につながりますよう皆様方の御活躍を心より祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（中村 敦） 続きまして、上下水道課、白井達哉課長、お願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉） 皆様、本当にお疲れのところ、貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。課長職退任の挨拶も今日、トリを務めさせていただきます。単純に生まれた順にやっているということで、3人の中で私だけが今日50代なのでございます。

私は議員の皆様との関係におきましては、新庁舎建設のために設置された施設整備室の施設整備係長を拝命した平成23年から委員会審議に出席させていただきまして、平成29年からは議場において建設課長として4年間、監査委員事務局長として2年間、最後に今年1年間、上下水道課長として計7年間、本会議に出席させていただきまして、多くの御教授、御鞭撻をいただき感謝しております。

13年間の中でとりわけ印象に残っておりますのは、課長補佐職として出席させていただきました、あの平成27年12月定例会の市役所の位置に関する条例を改正する条例の制定の委員

会審議の中で、委員会室ではなく、傍聴の市民の皆様とかテレビカメラも入った状況での大会議室での委員会審議という経験をさせていただきました。

その審議の最中ですけれども、あの大会議室の空調の温風の噴き出し口から突然白い煙がもくもくと噴き出して、一時中断という騒ぎもありまして、そのとき私は内心、庁舎の老朽化の実態を皆さんに目の当たりにしていただいて、これは条例可決の追い風になったのかと、そう期待していたのですが、結果は皆様が御存じのとおり、成果を上げられないまま施設整備室は廃止され、8年後の今もこの庁舎を使い続けることになっておりまして、大会議室はこの冬とうとうストーブで部屋を暖めて使っているというような、そういう状況にまでなっております。本当にもう少して庁舎の移転ということで、大変喜ばしく思っております。

課長職を拝命してからの7年間におきましても、自信を持って提出した議案が否決となるなど、いろいろ貴重な経験をさせていただきましたが、まさか私にとって最後の議会となります本定例会におきまして、原案訂正まで経験することになるとは本当に思っておりませんでした。皆様に御迷惑をおかけしました。この場を借りておわびいたします。

こんな私がここにいられますのも、議員の皆様であったり、市長、諸先輩方、同僚の皆様、そして市民の皆様に支えていただいたからだと思っております。

最後になりましたが、皆様の御健勝とますますの御活躍を心より祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。長い間、ありがとうございました。

○議長（中村 敦） 御挨拶ありがとうございました。

退職もしくは役職定年となられる3名の方におかれましては、課長職として市政発展のため、そして議会充実化のため、多大なる御尽力をいただき、誠にありがとうございました。

皆様方におかれましては、今後とも健康には十分留意をされまして、次なるライフステージにおいて御活躍くださることを祈念申し上げます。皆様、長い間、本当にお疲れさまでした。

これをもって、令和6年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時28分閉会